

背景

- **新型コロナウイルス感染症の罹患後症状については、政府において、厚生労働科学研究及びAMEDによる調査研究を実施する等の取組が行われているが、その実態はまだ十分に解明されていない。**
- **新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に苦しむ患者が一刻も早く適切な医療・支援を受けられるよう、調査研究の一層の推進、医療提供体制の整備、現に罹患後症状に苦しむ患者の方々のための相談体制の整備、罹患後症状についての知識の普及等を行い、新型コロナウイルスの罹患後症状に係る対策を強力に推進する必要がある。**
(※) 罹患後症状とは、新型コロナウイルス感染症に罹患し、感染性が消失した後に見られる症状で、他の疾患による症状として説明がつかないものである。症状には、疲労感・倦怠感、息切れ、思考力や記憶力への影響などがあり、日常生活に影響することもある。

法案概要

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を呈している者が適切な医療及び支援を受けられていない現状に鑑み、罹患後症状に係る対策を総合的に推進し、もって国民の健康の保護に資すること

2. 国・地方公共団体の責務

国：罹患後症状に係る対策を総合的に策定・実施

地方公共団体：国との連携を図りつつ、地域の実情に応じた罹患後症状に係る対策を策定・実施

3. 財政上の措置等

罹患後症状の対策を実施するために必要な財政上の措置
その他の措置の実施

4. 調査研究等

罹患後症状の予防・診断・治療の方法に関する研究その他の調査研究の積極的かつ速やかな実施及びその成果の普及

5. 医療提供体制の整備

罹患後症状を呈している者が地域にかかわらず適切な医療を受けることができる医療提供体制の整備

6. 相談体制の整備

罹患後症状を呈している者や家族等からの相談に対し、個々の症状に配慮しつつ総合的に応ずることができるよう、関係機関等との緊密な連携の下に行われる相談体制の整備

7. 国民の理解の増進

罹患後症状に関する国民の理解の増進に必要な施策の実施

8. 多様な主体の連携

国、地方公共団体、医療機関、研究機関等の多様な主体の連携に必要な施策の実施